

平成 27 年 10 月 9 日

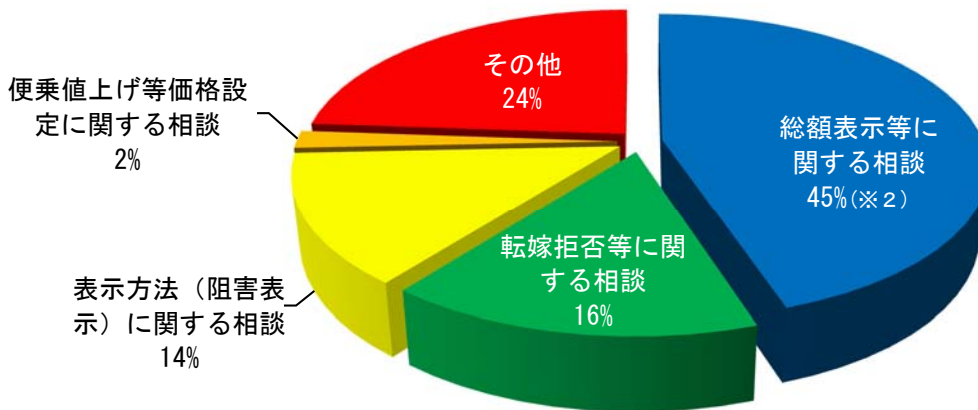
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 9 月（9/1～9/30）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

9 月の相談件数：電話 87 件、メール 22 件

【相談内容（全 109 件）の内訳（※1）】



注）構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

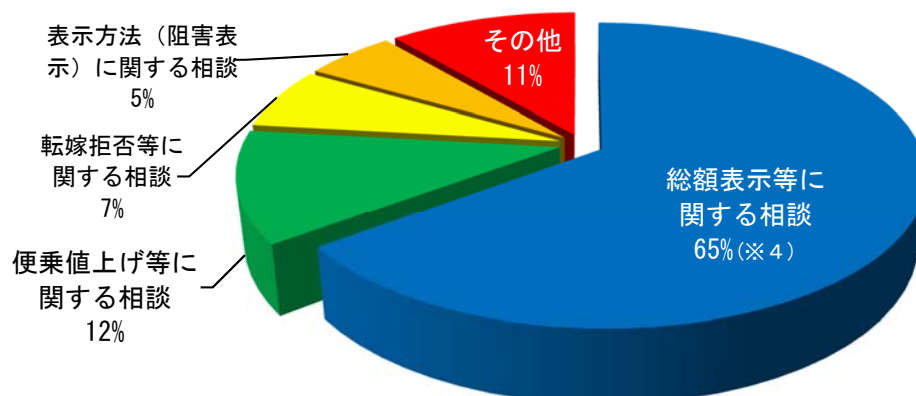
※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 18 件

※2 うち総額表示に関する相談が 22%、消費税一般に関する相談が 78%

<参考> 平成 25 年 10 月から平成 27 年 9 月までのトータルの相談件数

電話 15,365 件、メール 1,659 件

【相談内容（全 17,024 件）の内訳（※3）】



※3 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 651 件

※4 うち総額表示に関する相談が 19%、消費税一般に関する相談が 81%

○ 総額表示等に関する相談

Q. 建築業者である。施主と当社との建設工事(平成 28 年2月に引渡し予定)に経過措置が適用され、5%の消費税率が適用される取引がある。この建設工事に使用するため、当社が平成 26 年4月以降に建築資材業者から仕入れた建築資材の取引には8%の消費税率が適用される。このため、当社が施主から受け取る消費税は5%分であるのに対して、当社が建築資材業者に支払う消費税は8%分となり、不公平ではないか。

A. 事業者の消費税の納付税額は、原則として、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した金額となりますので、その仕入れに係る消費税率8%分が控除されることとなります。

したがって、御相談のケースのように、売上げに係る消費税率が5%で、仕入れに係る消費税率が8%と異なる場合であっても、消費税の納税の仕組みにより、貴社の損益に影響を与えるものではありません。

以上の点については、下記の国土交通省のホームページに、御相談の内容を含め建設産業における消費税の納税の仕組み等について解説した資料が掲載されていますので、そちらも御参照ください。

なお、貴社と建築資材業者の関係が消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者と特定供給事業者の関係に当たる場合、貴社が税率8%の適用される取引について建築資材業者に対して5%分しか支払わないなど、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定める行為は、「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますので御留意願います。

国土交通省ホーム>政策情報・分野別一覧>土地・建設産業>建設業関係>法令遵守>建設産業における消費税の転嫁対策について

資料「建設産業における消費税の転嫁対策について」

2ページ目「元下契約に関する経過措置と損益の関係」参照

<http://www.mlit.go.jp/common/001102257.pdf>

Q. 小売業者である。店内の商品の価格表示は税抜と税込の併記とするが、レシートに記載する個々の商品の価格表示は、レジシステムの関係で税抜価格となるが問題ないか。

A. 総額表示義務及び総額表示義務の特例は、あらかじめ取引価格を表示する値札や広告等における価格表示を対象とするものですので、商品購入後に消費者に渡すレシートの金額表示は、これら規定の対象ではありません。

したがって、値札に表記する価格表示とレシート等の決済金額の表示を統一するかどうかなどにつきましては、各事業者において、それぞれの事情等を踏まえて御判断いただくこととなります。

ところで、例えば、店頭では税抜と税込の価格を併記した上で税抜レジシステムで決済金額の計算を行った場合には、店頭表示の税込価格を合計したものと決済金額が異なることも考えられます。

このようなことから、事業者の皆様には、貴社が採用している消費税額の計算方法について消費者に理解されるような適切な対応が望まれます。

Q. 消費者である。店頭やチラシにおいて、個々の商品の価格については税抜表示されており、レジでの支払の際に100円値引きしますと案内されていたので、税抜価格から値引き処理されると思っていたところ、レシートをみたら税込価格からの値引き処理であった。このため、思っていた以上の金銭の支払を要した。このような事業者の値引き処理は、問題とならないか。

A. 事業者が行う値引き方法について、税込価格から値引きするのか税抜価格から値引きするのかは事業者の判断に委ねられております。御相談のケースのようにどちらの方法を採用かによって消費者が最終的に支払う金額に違いが出てくることから、消費者に疑問や誤解を与えることのないように、事業者は、あらかじめ消費者に対して値引きに係る取引条件について明らかにしておくことが適切と考えられます。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 建設関係の下請事業者(免税事業者)である。当社と取引のある特定の元請事業者は、当社も含め下請事業者への作業の委託に当たって作業ごとに単価を定めている。しかし、当社のような免税事業者に対しては、請負代金の支払の段階になって、免税事業者であることを理由に請負代金の減額が行われるのではないかと懸念している。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が、同法上の特定供給事業者との取引において、既に取り決めた対価から、消費税相当分又はその一部の金額を減じて支払うことは、「減額」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

このため、実際にそのような御懸念の行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q. 取引先から仕入れる際の税込の取引価格について、消費税率引上げ前の価格と同額とするために、取引先に対して消費税率引き上げ分に相当する商品の量目を減らす等の内容変更を求めようと考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となることはないか。

A. 買手(消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者)が、取引先の売手(同法上の特定供給事業者)に対して御相談のような要請を行うことが、直ちに消費税転嫁対策特別措置法上問題となるものではありません。

ただし、消費税率の引上げ分に相当する商品の量目を減らす等の商品仕様の変更を求める場合であっても、その変更に伴い特定供給事業者(売手)の製造ラインの変更等のコストが生じる場合には、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. インターネットで商品を販売している事業者である。消費者からは商品の代金とは別に商品発送代金も支払ってもらっている。消費税転嫁対策特別措置法第8条の規制において、商品発送代金について消費税分値引きしますといった案内をウェブサイト上で行うことは問題ないか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条では、事業者が「自己の供給する商品又は役務の取引について」消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

御相談のケースのような商品の発送に関する取引条件についても、本条の規制対象となる「自己の供給する商品又は役務の取引」に該当しますので、「消費税分値引きします」との表示は禁止されます。

問合せ先
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室
電話:03-3539-2610